

令和 5 年度天白区区政運営方針(案)における 主なご意見の内容及び区の考え方

令和 5 年度天白区区政運営方針を策定するに当たり、案に対する貴重なご意見をいただきありがとうございました。いただきましたご意見の概要と、それに対する区の考え方を公表します。

1 実施期間

令和 5 年 2 月 1 日（水）～2 月 24 日（金）

天白区役所ウェブサイト及び天白区役所にて募集

2 提出状況

意見提出者数 3 名

意見件数 3 件

3 意見の概要及び区の考え方

I めざすべきまちの姿「安心して暮らせるまち」

【項目】 3 交通事故のないまちづくりを進めます。

【意見の概要】

通学路の整備について、すぐに対応が出来るものではないと思いますが、長期の計画に入れておいてほしいです。

例えば、歩道がなく通学路が遠回りになっているところがあります。中学生や地域の方は危険を感じながら車の横を通っています。

ほかにも、信号交差点付近の歩道が狭すぎる場所があり、登校時には児童の多数が信号を渡れず渋滞になっていて、一般の人や自転車の通行に困っています。

【考え方】

通学路の整備については、毎年度各区で、通学路の交通安全施設等の整備充実を図ることを目的とする通学路安全対策検討会（警察署、土木事務所、区役所及び教育委員会事務局等で構成）を開催し、各学校からの要望事項について検討しており、実施可能なものについては順次取り組んでいるところです。

今回、貴重なご意見をいただきましたので、ぜひ、危険と思われる箇所について、学校とも共有をお願いいたします。

（地域力推進室）

【項目】 3 交通事故のないまちづくりを進めます。

【意見の概要】

最近、緊急自動車（特に救急車）が赤色灯を点灯し、サイレンを鳴らして接近しているにも関わらず、通行中の一般車両が道を譲ることをしない、あるいは交差点で一般車両の進行方向の信号が青であっても一旦止まり、緊急車両を優先して通すなどの対応を行うことなく、平然と緊急自動車の前を横切って行く車両をよく見かけます。

人の命に係わる緊急自動車の通行を妨げないというのは、基本的かつ大切な交通ルール（マナー）であり、このような現状を踏まえ、関係機関から、より積極的に啓発することが必要だと考えます。

【考え方】

緊急自動車の優先については、道路交通法第 40 条で、交差点又はその付近における場合と、単路（交差点のない単なる一本の道路の部分）における場合に区分して次のように規定されています。

- ・ 交差点又はその付近で緊急自動車が接近してきたときは
車両（自動車、原付、自転車）は、交差点を避けて道路の左側に寄って一時停止する（一方通行では右側でもよい）。
- ・ 単路で緊急自動車が接近してきたときは
車両は道路の左側に寄って進路を譲る（順逆行を問わない）。

緊急自動車の優先が定められているのは、人命救助、火災や事故など、緊急を要する事態に対応するためです。誰もが救助される側になりうることから、区民の誰もが安心して暮らせる天白区となるよう、思いやりを育む交通安全の取り組みを推進してまいります。

交通安全は、一人ひとりが交通ルールやマナーを守ることが重要です。

令和 5 年度は、「高齢者の事故防止」「歩行者保護意識の向上」「自転車の事故防止」「子どもの事故防止」を重点に置き、交通ルールの遵守とマナーの向上、交通安全意識の高揚および交通事故の減少に向け、区民、事業者、行政が協働して各種活動を推進してまいります。

※緊急自動車とは①公共、公益的な機関の自動車で、②公安委員会の指定等の済んでいるもので、③緊急用務を遂行する目的で、④サイレンを鳴らし、赤色の警光灯を点けて、⑤運転中のものをいいます。

（企画経理室、地域力推進室）

Ⅲ めざすべきまちの姿「魅力に満ちた愛着のもてるまち」

【項目】 9 快適な生活環境づくりを進めます。

【意見の概要】

ボランティアで公園のゴミ拾いをしていると、ゴミ箱が設置されていたときの感覚で、ポイ捨てをする大人が多いと感じます。

「学区クリーンキャンペーン、学区ノーポイ運動、放置自転車をなくす運動など学区が実施する町美運動が円滑に実施できるように支援します。」とありますが、捨てられたゴミの回収だけでなく、ポイ捨てをしないよう啓発することも重要だと考えます。

【考え方】

町を美しくする運動の支援については、引き続き、地域が実施する一斉清掃の支援に加え、学区クリーンキャンペーンの実施による啓発活動を行うとともに、地域で行うポイ捨て防止の啓発活動への支援もしっかりと行ってまいりたいと考えております。

(地域力推進室)